

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	道頓堀川水門洗浄ポンプ修繕	09D:機械器具設置 工事	浪速区	(株) 鶴見製作所	2,484,000	平成28年10月4日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
2	中浜下水処理場西沈砂池No.5沈砂池設 備改良工事	09B:上下水道施設 工事	城東区	(株) 日立プラントサー ビス	92,340,000	平成28年10月5日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
3	柴島浄水場原水水質監視装置設置に伴 う既設浄水管理設備他改造その他工事	09B:上下水道施設 工事	東淀川区 生野区 北区 鶴見区 守口 市 枚方市	(株) 日立製作所	72,360,000	平成28年10月7日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
4	柴島浄水場オゾン設備整備修繕	09B:上下水道施設 工事	東淀川区	メタウォーター(株)	150,120,000	平成28年10月13日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
5	千島下水処理場外8か所監視制御設備 外機能追加工事	09B:上下水道施設 工事	港区、大正区、西成区、西 区、平野区、鶴見区、西淀 川区	(株) 明電舎	318,600,000	平成28年10月14日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
6	大阪市中央卸売市場東部市場ごみドラ ム装置補修工事	09D:機械器具設置 工事	東住吉区	新明和工業(株)	2,592,000	平成28年10月14日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
7	大阪市中央卸売市場東部市場中央監視 装置改修工事	04:電気工事	東住吉区	アズビル(株)	62,856,000	平成28年10月20日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
8	柴島浄水場ろ過池下部集水装置補修工 事	09B:上下水道施設 工事	東淀川区	メタウォーター(株)	49,464,000	平成28年10月21日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
9	大正鋼材上屋シャッター補修工事	14L:建具工事	大正区	(株) LIXIL 鈴木シャッ ター	30,240,000	平成28年10月21日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
10	舞洲スラッジセンター室内排水ポンプ修 繕	09B:上下水道施設 工事	此花区	(株) 鶴見製作所	2,484,000	平成28年10月24日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
11	十三駐車場駐車料金徴収設備更新工事	10:電気通信工事	淀川区	日本信号(株)	24,401,520	平成28年10月26日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
12	扇町住宅(1号館)外昇降機設備改修工 事	09A:昇降機設置工 事	北区 東淀川区 平 野区	三精テクノロジーズ (株)	100,008,000	平成28年10月27日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
13	咲洲雨水ポンプ場No. 3排水ポンプ補修 工事	09D:機械器具設置 工事	住之江区	(株) 日立製作所	11,880,000	平成28年10月27日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
14	高見住宅(24~26号館)外昇降機設備 改修工事	09A:昇降機設置工 事	此花区 浪速区 平 野区	三菱電機ビルテクノ サービス(株)	105,840,000	平成28年10月28日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
15	柴島浄水場外2か所次亜塩素酸ナトリウ ム冷却設備整備修繕	09B:上下水道施設 工事	東淀川区、守口市、 寝屋川市	JFEエンジニアリング (株)	19,764,000	平成28年10月28日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
16	柴島浄水場次亜塩素酸ナトリウム冷却設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	横手産業(株)	5,508,000	平成28年10月31日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
17	大阪市中央卸売市場南港市場冷凍機改修工事	09D:機械器具設置工事	住之江区	(株)ダイキンアプライドシステムズ	4,536,000	平成28年10月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	-
18	海老江下水処理場沈砂池機械スクリーン設備改良工事	09B:上下水道施設工事	福島区	(株)日立プラントサービス	125,280,000	平成28年11月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	-
19	降雨量観測装置修繕	09D:機械器具設置工事	港区、城東区、住之江区	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	25,920,000	平成28年11月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	-
20	配水テレメータ改良に伴う既設配水情報システム改造その他工事	09B:上下水道施設工事	市内一円、守口市、寝屋川市、枚方市	三菱電機(株)	212,760,000	平成28年11月4日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
21	舞洲スラッジセンター遠心脱水機設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	巴工業(株)	48,600,000	平成28年11月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	-
22	旭区民センター他2施設中央監視設備改修工事	04:電気工事	旭区	アズビル(株)	11,340,000	平成28年11月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	-
23	庭窪浄水場排水処理設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	守口市	月島テクノメンテサービス(株)	75,600,000	平成28年11月8日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
24	長居配水場高圧電動機整備修繕	09B:上下水道施設工事	東住吉区	東芝電機サービス(株)	7,452,000	平成28年11月8日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
25	舞洲スラッジセンター汚泥供給ポンプ外修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	兵神装備(株)	23,004,000	平成28年11月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	-
26	舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事(その2)	09B:上下水道施設工事	此花区	月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体	592,812,000	平成28年11月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	-
27	大阪市中央卸売市場本場エレベーター・エスカレーター補修工事	09A:昇降機設置工事	福島区	フジテック(株)	14,904,000	平成28年11月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	-
28	柴島浄水場外2か所採水ポンプ整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区、守口市、寝屋川市	(株)西島製作所	9,504,000	平成28年11月10日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
29	庭窪浄水場2系沈澱池スラッジ掻寄機整備修繕	09B:上下水道施設工事	守口市	水ing(株)	24,948,000	平成28年11月10日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
30	南港管路輸送センターコンテナ移動装置及びごみ圧縮機整備工事	09D:機械器具設置工事	住之江区	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	23,004,000	平成28年11月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
31	南港管路輸送施設中継センター設備及びポートタウンローカル設備整備工事	09D:機械器具設置工事	住之江区	富士車輛(株)	34,555,680	平成28年11月10日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
32	舞洲体育館照明等自動制御機器更新工事	04:電気工事	此花区	三菱電機ビルテクノサービス(株)	17,280,000	平成28年11月15日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
33	耐震性貯水槽(新今里公園他1件)緊急遮断弁修繕工事	09B:上下水道施設工事	生野区、西成区	前澤工業(株)	14,688,000	平成28年11月15日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
34	巽配水場配水池伸縮継手補修工事	14I:土木構造物補修・ライニング工事	生野区	(株)大阪防水建設社	59,400,000	平成28年11月15日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
35	豊野浄水場オゾン設備整備修繕(その2)	09B:上下水道施設工事	寝屋川市	(株)前澤エンジニアリングサービス	40,500,000	平成28年11月17日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
36	東淀川浄水場取水ポンプ用高圧電動機二次短絡装置補修工事	09B:上下水道施設工事	東淀川区	(株)明電エンジニアリング	14,040,000	平成28年11月18日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
37	谷町筋地下駐車場駐車機械装置更新工事-2	09D:機械器具設置工事	中央区	エヌエイチパーキングシステムズ(株)	79,920,000	平成28年11月18日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
38	建設局降雨情報設備修繕	09D:機械器具設置工事	住之江区、城東区、中央区、西成区、港区、大正区、西区、平野区、福島区、西淀川区、淀川区、此花区	東芝電機サービス(株)	16,524,000	平成28年11月18日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
39	大阪市役所本庁舎自動制御設備修繕	04:電気工事	北区	アズビル(株)	2,862,000	平成28年11月22日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
40	こども相談センター昇降機設備修繕工事	09A:昇降機設置工事	中央区	日本オーチス・エレベータ(株)	2,916,000	平成28年11月24日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
41	舞洲スラッジセンター返流水ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	ラサ商事(株)	8,964,000	平成28年11月29日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
42	大阪市中央卸売市場南港市場不活性ガス消防設備改修工事	09E:消防施設工事	住之江区	ニッタン(株)	19,618,200	平成28年11月29日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
43	天王寺区民センター直流電源設備整備修繕	04:電気工事	天王寺区	日立バッテリー販売サービス(株)	3,888,000	平成28年12月2日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
44	城北寝屋川口水門外40遠方監視装置修繕	10:電気通信工事	城東区	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	4,752,000	平成28年12月2日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
45	南津守保育所園舎建設土壌汚染対策工事	02A:建築工事	西成区	(株)オービス	10,584,000	平成28年12月5日	地方自治法施行令167条の2第1項第6号	K11	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
46	恩貴島抽水所No.8雨水ポンプ設備改良工事	09B:上下水道施設工事	此花区	(株)電業社機械製作所	23,544,000	平成28年12月5日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
47	大野下水処理場外12か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	西淀川区、淀川区、福島区、北区、城東区、中央区、都島区、鶴見区、住之江区、西成区、西区	(株)東芝	251,100,000	平成28年12月5日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
48	大阪港咲洲トンネル遠方監視制御設備改良工事	10:電気通信工事	住之江区	(株)日立製作所	140,400,000	平成28年12月5日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
49	水門管理用システム修繕	10:電気通信工事	浪速区 中央区	国際航業(株)	4,320,000	平成28年12月5日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
50	阿倍野防災中枢拠点他4施設非常用発電機設備整備工事	04:電気工事	阿倍野区	(株)カワサキマシンシステムズ	5,832,000	平成28年12月6日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
51	消防局庁舎ほか2か所待機室その他改修に伴うコンピュータ設備工事	10:電気通信工事	西 此花 淀川	富士通(株)	3,240,000	平成28年12月6日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
52	豊野浄水場オゾン設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	寝屋川市	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	89,640,000	平成28年12月7日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
53	舞洲スラッジセンター送泥ネットワーク監視設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	10,044,000	平成28年12月7日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
54	ATC庁舎内外5状態監視装置改修工事	10:電気通信工事	住之江区 生野区 港区 西成区 天王寺区	(株)コムプランニング	7,236,000	平成28年12月9日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
55	大阪市防災行政無線設備同報系システム子局移設工事	10:電気通信工事	中央区 天王寺区 大正区 阿倍野区	(株)日立国際電気	21,816,000	平成28年12月9日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
56	海老江下水処理場処理水再利用設備外改良工事	09B:上下水道施設工事	福島区	クボタ環境サービス(株)	65,664,000	平成28年12月12日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
57	津守下水処理場沈砂池揚砂設備改良工事	09B:上下水道施設工事	西成区	(株)日立プラントサービス	35,640,000	平成28年12月12日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
58	柴島浄水場外1か所洗浄ポンプ用高圧電動機外整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区、寝屋川市	メタウォーター(株)	14,040,000	平成28年12月12日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
59	ATC庁舎内外2遠方監視装置改修工事	10:電気通信工事	住之江区 生野区 城東区	(株)KEI	10,044,000	平成28年12月12日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
60	西部幹線(中津2丁目)1067mmその他配水管撤去工事(栓止工事)	01:土木工事	北区	佐藤・株木・国営特定建設工事共同企業体	23,544,000	平成28年12月13日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号	K10、K11	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
61	下水道科学館冷暖房設備No.1チリングユニット下水熱交換器修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	此花区	(株)前川製作所	3,834,000	平成28年12月13日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
62	平野下水処理場監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	平野区	(株)日立製作所	586,440,000	平成28年12月14日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
63	共同溝ガス検知器修繕	04:電気工事	旭区 東成区 都島区 城東区 平野区 生野区 北区 此花区	(株)理研商会	7,290,000	平成28年12月15日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
64	庭窪浄水場高圧配電設備保護継電器外修繕	09B:上下水道施設工事	守口市	(株)産機テクノサービス	4,860,000	平成28年12月15日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
65	高光度航空障害灯修繕	04:電気工事	此花区 大正区 住之江区	サンケン電気(株)	3,294,000	平成28年12月16日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
66	舞洲スラッジセンター自家発電用ガスタービン設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	(株)カワサキマシンシステムズ	4,590,000	平成28年12月16日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
67	市岡下水処理場第2ポンプ棟雨水ポンプディーゼル機関改良工事	09B:上下水道施設工事	港区	ダイハツディーゼル(株)	23,976,000	平成28年12月16日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
68	平野市町抽水所No.14雨水ポンプ改良工事	09B:上下水道施設工事	平野区	(株)電業社機械製作所	55,080,000	平成28年12月19日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
69	舞洲スラッジセンター各種クレーン設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	(株)日立プラントメカニクス	9,720,000	平成28年12月21日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
70	大阪市中心卸売市場南港市場冷凍機改修工事その2	09D:機械器具設置工事	住之江区	(株)ダイキンアプライドシステムズ	4,514,400	平成28年12月26日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
71	大阪市役所本庁舎ハロゲン化物消火設備修繕	09E:消防施設工事	北区	ヤマトプロテック(株)	11,880,000	平成28年12月26日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-

随意契約理由書

1 修繕名称

道頓堀川水門洗浄ポンプ修繕

2 契約の相手方

(株)鶴見製作所

3 随意契約理由

道頓堀川水門は、船舶の航行を可能とする機能（閘門）とともに、治水機能及び道頓堀川の水質浄化機能も兼ねた施設である。

本修繕は、経年劣化に伴い機能が低下した同水門の上流側ゲート用洗浄ポンプの分解組立整備を行い、その機能回復を行うものである。

当該洗浄ポンプは(株)鶴見製作所の独自技術により設計・製作された機器であり、構成する各部品は他社からは調達できない。また、修繕にあたっては同装置の構造を十分に熟知し、製作当初の設計に基づいて行う必要があることや、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業社に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局管理部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7261）

随意契約理由書

1 工事名称

中浜下水処理場西沈砂池 No.5 沈砂池設備改良工事

2 契約相手方

(株) 日立プラントサービス

3 随意契約理由

今回改良する沈砂池設備は、流入する下水中から沈降分離させた砂分を除去する除砂設備と、流入するし渣を除去する除じん設備からなり、それぞれの除去物を後段の処理設備へ排出するための設備である。

本工事は、長時間の使用により駆動装置をはじめ、各部の摩耗損傷が著しく、十分な機能が発揮できない状態にあることが判明したため、機械スクリーン本体フレーム、バースクリーン、揚砂機のレール、V形バケット等構成部品の改良や取り替えを行い、信頼性および機能性の向上を合わせて行うものである。

本設備は、日立機電工業（株）が設計・製作・据付したもので、改良にあたっては製作当初の設計に基づき最も適切な部品の選定を行うとともに、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、プラント設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその改良を施工させることは不可能であり、かつ、改良後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事を施工できる業者は、製作会社から水処理機械設備に関する工事業務を移管されている（株）日立プラントサービスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課（電話番号06-6969-5847）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場原水水質監視装置設置に伴う既設浄水管理設備他改造その他工事

2 契約の相手方

(株) 日立製作所

3 随意契約理由

本工事は、柴島浄水場原水水質監視装置設置、庭窪浄水場原水水質監視装置設置、楠葉取水場原水水質監視装置設置、柴島浄水場第1配水ポンプ場低圧配電設備改良、追加塩素注入設備設置、城東配水場保安用自家発電設備改良、庭窪浄水場1系施設耐震改良、水質テレメータ改良に伴い、柴島浄水場の浄水管理設備、総合水運用システム、配水管理設備Ⅱ及び高圧配電設備並びに庭窪浄水場の監視制御設備、巽配水場、大淀配水場、城東配水場の監視制御設備の改造を行うものである。

これらの機器は(株)日立製作所が独自に設計、製作したハードウェア及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である(株)日立製作所以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性をもたせる必要があることから既設施工業者以外に施工させることができない。

よって、本工事を実施できるのは(株)日立製作所のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課 (電話番号 06-6616-5542)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場オゾン設備整備修繕

2 契約の相手方

メタウォーター(株)

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場上、下系高度浄水処理棟、中オゾン接触池上家及び上系塩素接触池棟内に設置しているオゾン設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該オゾン設備は、富士電機株が独自に設計、施工したものであり、部品交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、オゾン設備の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが必要である。

なお、富士電機(株)の電機システム部門が平成15年10月に富士電機システムズ(株)に吸収分割され、平成19年4月の分社化により当該機器に関する事業は富士電機水環境システムズ(株)に継承し、さらに、平成20年4月には、(株)NGK水環境システムズとの合併によりメタウォーター(株)が設立され、事業継承されており、本修繕ができる業者はメタウォーター(株)が唯一の業者である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター(電話:06-6815-2403)

随意契約理由書

1 工事名称：千島下水処理場外8か所監視制御設備外機能追加工事

2 契約相手方：（株）明電舎

3 随意契約理由： 本工事は、千島下水処理場外8か所で別途施工される電気設備工事等に必要となる監視機能などを既設監視制御設備等に機能追加するものである。

本工事で機能追加する設備は、（株）明電舎が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるので、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、（株）明電舎のみである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署：建設局下水道河川部設備課（電話番号 06-6615-7898）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場ごみドラム装置補修工事

2 契約の相手方

新明和工業(株)

3 随意契約理由

本工事は、場内の良好な衛生環境を維持する為、点検結果に基づき、市場内に設置しているごみドラム装置の補修工事を行うものである。

本工事対象設備は、新明和工業(株)が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、新明和工業(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備担当 (電話番号 06-6756-3955)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場中央監視装置改修工事

2 契約の相手方

アズビル (株)

3 随意契約理由

本工事は、場内各設備の状態監視・警報出力等を行う中央監視装置の各リモート盤の主要機器およびプログラマブルコントローラーの更新改修、監視ポイントの追加改修等、並びにそれら作業にかかわる一切の調整・復旧を行うものである。

当該機器については、上記業者が製造・施工したものであり、工事の施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要で、ハード及びソフトについて製造業者の技術情報も不可欠であり、その技術情報は当該設備の製造者であるアズビル(株)のみが有している。また、システムの停止を最小限にするともに、不測の事態が生じた際に速やかにシステムの復旧をさせる必要がある。

また、当該工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

よって、当該設備の确实・安定した稼働を確保し、責任の一元化を図り、本工事ができる唯一の業者であるアズビル(株)と契約締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備担当 (電話番号 06-6756-3956)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場ろ過池下部集水装置補修工事

2 契約の相手方

メタウォーター（株）

3 随意契約理由

本工事は、柴島浄水場のろ過池下部集水装置の一部を構成するエンドプレートに石綿ボードが使用されている為、代替品に取替え補修するものである。

ろ過池は浄水場における水処理上重要な施設であり、集水装置自体、均一な流速を具現する精密な構造体である。

当該集水装置は、日本碍子（株）が独自に設計、施工したものであり、ろ過池全体の集水機能を維持するためには、製造者の専門的な知識及び施工能力が必要である。

そのため、他の業者が本工事を履行した後、水処理に影響が出た場合、その原因が本工事の施工によるものなのか、工事の影響を受けて施工範囲外に不具合が生じたのか、あるいは経年劣化による不具合なのか原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、本工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが必要である。

なお、日本碍子（株）は、富士電機水環境システム（株）との合併によりメタウォーター（株）が設立され事業継承されており、本工事ができる業者はメタウォーター（株）の一社のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署 水道局 工務部 柴島浄水場 維持担当（電話番号 06-6815-2353）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大正鋼材上屋シャッター補修工事

2 契約の相手方

(株)LIXIL 鈴木シャッター

3 随意契約理由

本工事は、大正鋼材上屋に設置しているシャッター部品の経年劣化による部品交換及びシャッター調整を行うものである。

本工事対象シャッターは、鈴木シャッター工業株式会社が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製作会社独自の部品と専門技術が必要であり、部品は同社でのみ調達することができる。

鈴木シャッター工業株式会社は、昭和 45 年 4 月鈴木シャッター工業株式会社に商号変更、平成 13 年 4 月トステム鈴木シャッター株式会社に商号変更、平成 22 年 4 月株式会社 LIXIL 鈴木シャッターが設立され、事業継承されている。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、当該シャッターの構造を熟知している株式会社 LIXIL 鈴木シャッターのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

港湾局 計画整備部 保全監理課 (電話番号 06-6615-7811)

随意契約理由書

1 修繕名称

舞洲スラッジセンター室内排水ポンプ修繕

2 契約相手方

(株)鶴見製作所

3 随意契約理由：

今回修繕を行う室内排水ポンプは、ポンプ室の各機器の洗浄水やドレン等を排水するために設置しているものである。

現在、ポンプ室内に6台設置している排水ポンプのうち、4台の構成部品が長年の使用により著しく損傷しており、ポンプ室内の排水に支障をきたしているため修繕する必要がある。

本機器は、(株)鶴見製作所が設計及び製作したものであり、修繕に当たっては当該機器を熟知し、独自の専門的技術をもって取替部品の選定及び点検整備、調整を行う必要がある。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は(株)鶴見製作所のみである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 工事名称

十三駐車場駐車料金徴収設備更新工事

2 契約の相手方

日本信号（株）

3 随意契約理由

本工事は、十三駐車場に設置されている料金徴収設備の一部を更新するものである。

本工事で更新する駐車料金徴収設備は日本信号（株）が設計製作設置したもので、他社製の料金徴収設備では既存部分の設備との互換性がなく機能しない。さらに、施工する際には既設設備の保有する情報を保障させながら施工しなければならない。

よって、本工事は更新部分及び既設部分等使用しながら施工を行うため、既設製作業者である日本信号（株）以外では責任の所在が不明確になることや施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要がある。

そのため、既設駐車料金徴収設備は他社では更新できないため、本更新工事を施工できる唯一の業者である日本信号（株）と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局管理部 工務課（道路公園設備担当）（電話番号 06-6615-7887）

随意契約理由書

1 案件名称

扇町住宅(1号館)外昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

三精テクノロジーズ(株)

3 随意契約理由

本工事は、三精テクノロジーズ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中核である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては三精テクノロジーズ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化が図ることのできる唯一の業者である三精テクノロジーズ(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

随意契約理由書

1 案件名称

咲洲雨水ポンプ場N o. 3排水ポンプ補修工事

2 契約の相手方

(株) 日立製作所

3 随意契約理由

本工事は、咲洲キャナル北地区雨水ポンプ場に設置されている排水ポンプの分解整備を行い、主要部品の交換並びに工場試験を実施して性能確認を行うものである。

本工事で補修する排水ポンプは、咲洲キャナル北地区雨水ポンプ場に設置されており、雨水等の流入により変動する咲洲キャナルの水位を適正に保つための排水設備である。当該ポンプが故障すると、咲洲キャナルの水位が上昇し、併設しているプロムナードが冠水することにより、市民利用や隣接用地の利用に支障をきたすリスクがある。

当該ポンプ設備は、咲洲キャナルへの雨水流入量に合わせて自動的にポンプ運転を制御できる特記仕様を満足するよう上記業者により設計・製作されたもので、分解整備時における部品等の組立調整には、製作会社が保有する設計時の情報と独自の技術が必要である。また、同一規格で品質管理が十分に行われた製作会社の純正部品で取替えることが、機器の性能を発揮するうえで不可欠である。

さらに、分解整備後の一貫した責任と性能についての保障を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事ができる業者は、製作会社である上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

港湾局計画整備部設備課(機械) (電話番号 06-6552-0057)

随意契約理由書

1 案件名称

高見住宅(24～26号館)外昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス(株)

3 随意契約理由

本工事は、三菱電機ビルテクノサービス(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中核である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があるため、取替えにあたっては三菱電機ビルテクノサービス(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることのできる唯一の業者である三菱電機ビルテクノサービス(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外2か所次亜塩素酸ナトリウム冷却設備整備修繕

2 契約の相手方

JFEエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場(上系)外2か所に設置している次亜塩素酸ナトリウム冷却設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該冷却設備は、磯村豊水機工(株)が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認や機能保証を行うには、冷却設備の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが必要である。

なお、磯村豊水機工(株)の上水プラント事業は、平成26年5月1日をもってJFEエンジニアリング(株)に吸収分割により事業継承されており、本修繕が履行可能な業者はJFEエンジニアリング(株)のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター(電話番号06-6815-2403)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場次亜塩素酸ナトリウム冷却設備整備修繕

2 契約の相手方

横手産業（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場（下系）に設置している次亜塩素酸ナトリウム冷却設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該冷却設備は、横手産業（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認や機能保証を行うには、冷却設備の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は横手産業（株）である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中心卸売市場南港市場 冷凍機改修工事

2 契約の相手方

(株) ダイキンアプライドシステムズ

3 随意契約理由

本工事は、と畜解体後の枝肉の冷却を行うための冷却設備の一部である冷凍機改修と、改修に伴う冷却設備の発停および冷媒の回収、再充填ならびに試運転等を行うものである。

南港市場の冷却設備については、すべて(株)ダイキンアプライドシステムズの製品を用いて冷却システムを構築しており、同社でなければ整備技術面での対応は不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、また施工後の性能・作動状態・安全性(製造物責任)に対して保証することが出来ない。

したがって、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)ダイキンアプライドシステムズのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場南港市場設備担当(電話番号06-6675-2015)

随意契約理由書

1 案件名称

海老江下水処理場沈砂池機械スクリーン設備改良工事

2 契約の相手方

(株) 日立プラントサービス

3 随意契約理由

今回改良する沈砂池機械スクリーン設備は、海老江下水処理場に流入する下水からごみ等を排除するための設備である。本設備は、設置後30年以上が経過し、構成設備であるバースクリーンが損傷し、運転に支障をきたしているため改良を行うものである。

本設備は、日立機電工業(株)が設計製作したもので、既設備に適合する機器の選定、それらの組み合わせ並びに調整など製作会社独自の技術を必要とする。

また、改良後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本改良を行える業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている(株)日立プラントサービスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (06-6462-1519)

随意契約理由書

1 案件名称

降雨量観測装置修繕

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

今回修繕する降雨量観測装置は、雨水排水を効率的に実施するために重要な役割を持つ設備であり、設備の高い信頼性を維持するために定期的な構成部品の取替等を行うものである。

本設備は三菱電機(株)が設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、最も適切な取替部品の選定を行うとともに、製作時に基づく、同一手法を用いて部品取替えを実施し、従前と同様の性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 下水道河川部 施設管理課 (電話番号: 06-6615-7180)

随意契約理由書

1 案件名称

配水テレメータ改良に伴う既設配水情報システム改造その他工事

2 契約の相手方

三菱電機（株）

3 随意契約理由

本工事は、配水テレメータ、水質テレメータ、工水配水テレメータの改良及び配水場残留塩素監視機能の追加並びに地震モニタリングシステムの撤去に伴い、水道局庁舎、柴島浄水場及び市内各所の配水情報システム、水質情報システムの改造を行うものである。

これらの機器は三菱電機（株）が独自に設計、製作したハードウェア及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である三菱電機（株）以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性をもたせる必要があることから既設施工業者以外に施工させることができない。

よって、本工事を実施できるのは三菱電機（株）のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課（電話番号 06-6616-5542）

随意契約理由書

1. 修繕名称：舞洲スラッジセンター遠心脱水機設備修繕

2. 契約相手方：巴工業（株）

3. 随意契約理由：

今回修繕を行う遠心脱水機は、舞洲スラッジセンターにて受泥する消化汚泥を脱水し、脱水ケーキにするための設備である。

今回の修繕は、汚泥中の夾雑物・砂等で損耗した箇所の整備修繕等を行うとともに、労働安全衛生規則により定められた年次点検・検査による整備を実施するものである。

本機器は巴工業（株）が設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を保たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は巴工業（株）のみである。

4. 根拠法令：

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署：

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

（電話番号：06-6460-2830）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

旭区民センター他2施設中央監視設備改修工事

2 契約の相手方

アズビル (株)

3 随意契約理由

本工事は、旭区民センター中央監視設備（アズビル（株）製）のシステムを改修するものである。

当該機器については、上記業者が製造・施工したものであり、改修工事にあたっては、製造者のみが有する、当該機器の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また、本工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要がある。

上記の理由により本工事を実施できるのは、アズビル（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局公共建築部施設整備課（電話番号 06-6633-2331）

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場排水処理設備整備修繕

2 契約の相手方

月島テクノメンテサービス（株）

3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場に設置している排水処理設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該排水処理設備は、月島機械（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認や機能保証を行うには、排水処理設備の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は月島機械（株）より修繕業務を移管されている月島テクノメンテサービス（株）である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

長居配水場高圧電動機整備修繕

2 契約の相手方

東芝電機サービス (株)

3 随意契約理由

本修繕は、長居配水場に設置している配水ポンプ3号用高圧電動機の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株)東芝が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により高圧電動機の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の高圧電動機に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、高圧電動機に障害が発生した場合、その原因が高圧電動機固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは(株)東芝より修繕業務を移管されている東芝電機サービス(株)のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター (電話番号06-6815-2402)

随意契約理由書

1. 修繕名称：

舞洲スラッジセンター汚泥供給ポンプ外修繕

2. 契約相手方：

兵神装備㈱

3. 随意契約理由：

今回、修繕を実施する汚泥供給ポンプ設備は、舞洲スラッジセンターに設置している遠心脱水機に汚泥を供給するための設備で、高分子注入ポンプ設備は遠心脱水機に高分子凝集剤を注入するための設備である。本修繕はこれらのポンプ設備の回転部分等が長時間の運転による劣化と夾雑物・砂等により、磨耗・損傷しているため修繕を行うものである。本機器は、兵神装備㈱が設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品においても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を保たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は兵神装備㈱のみである。

4. 根拠法令：

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署：

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

(電話番号：06-6460-2830)

随意契約理由書

- 1 工事名称：舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事（その2）
- 2 契約相手方：月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由：

今回整備工事をおこなう汚泥溶融炉施設は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水ケーキを溶融処理する施設であり、定期整備を行い今後の安全運転を期するものである。

本施設は、汚泥溶融施設としてわが国最大級の規模であり、かつ、高度に複雑なシステムを必要とするため、施設の建設に当たっては機械・電気設備一体の技術をもって建設されたものである。今回の整備工事の対象となる施設は、月島機械・日本碍子・東芝特定建設共同企業体が設計製作及び施工したもので、溶融炉本体と多くの補機類で構成され、お互いに複雑にシステム化されて稼動するものであるが、施設を安全かつ効率的に運用するためには、プラント設備全体の有機的な連携が特に必要である。

したがって、これらを整備するためには、共同企業体のみが保有するプラント設計の考え方を十分に反映させることが不可欠であり、実施にあたっては共同企業体を構成する各企業間での技術的な連携が必須条件となっている。さらには、主要部品についても共同企業体のみで製作しており、特に溶融炉に使用する耐火材は特別に開発されたものである。また点検整備後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。今回契約先の共同企業体の構成員である「メタウォーター（株）」は、日本碍子（株）の事業継承会社であり本件に必要となる技術を有するものである。

以上のことから、本整備工事ができる業者は月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号：06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場エレベーター・エスカレーター補修工事

2 契約の相手方

フジテック (株)

3 随意契約理由

本工事は、中央卸売市場本場市場棟に設置しているエレベーター及びエスカレーター設備の安全稼働を目的に、点検結果に基づき、劣化・破損したメインロープ、インバータユニット、高速扉、メインシーブ、オイル、バッテリー等の交換を行うものである。

本工事対象エレベーター及びエスカレーターは、フジテック (株) が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に、純正部品が必要であり、専門技術及び知識が不可欠である。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのはフジテック (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当 (電話番号 06-6469-7966)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外2か所採水ポンプ整備修繕

2 契約の相手方

(株)西島製作所

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場外2か所に設置している採水ポンプの整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該機器は、(株)西島製作所が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の機器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は(株)西島製作所である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称
庭窪浄水場 2 系沈澱池スラッジ掻寄機整備修繕

2 契約の相手方
水 i n g (株)

3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場 2 系沈澱池に設置しているスラッジ掻寄機の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、荏原インフィルコ (株) が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが必要である。

なお、荏原インフィルコ (株) は、平成 6 年に (株) 荏原製作所と合併し (株) 荏原製作所となり、平成 21 年に (株) 荏原製作所と荏原環境エンジニアリング (株)、荏原エンジニアリングサービス (株) の当該設備に関する事業を含む水処理部門が統合され設立された荏原エンジニアリングサービス (株) に事業承継し、さらに平成 23 年に商号を水 i n g (株) に変更していることから、本修繕ができる業者は水 i n g (株) のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署
水道局工務部庭窪浄水場 (電話番号 06-6907-4473)

随意契約理由書

1 案件名称

南港管路輸送センターコンテナ移動装置及びごみ圧縮機整備工事

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）

3 随意契約理由

管路輸送事業については、南港ポートタウンにおいて、ごみを各家庭から中継センターまで輸送する事業であり、住民にとって利便性があり、かつ衛生的であるもので、支障を来すことなく、適切に運転・維持管理する必要がある。

コンテナ移動装置及びごみ圧縮機は、南港ポートタウンからごみ輸送管を通じて中継センターに収集されたごみを圧縮する機械と圧縮したごみをコンテナに詰め込み焼却工場へ搬送するため、コンテナ車両に積むため自動で移動できる装置であり、老朽化による部品の交換及び整備工事が必要となっている。

コンテナ移動装置及びごみ圧縮機は三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施行したものであり、本工事については、当設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

当設備を設計・施工した会社以外では、本工事の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の設備全体の性能、作動状態などについて保障することが出来ないことから、本工事に対して一貫した責任を持たせることが出来る業者は三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局総務部施設管理課南港管路輸送センター
(電話番号06-6612-4981)

随意契約理由書

1 案件名称

南港管路輸送施設中継センター設備及びポートタウンローカル設備整備工事

2 契約の相手方

富士車輛（株）

3 随意契約理由

管路輸送事業については、南港ポートタウンにおいて、ごみを各家庭から中継センターまで輸送する事業であり、住民にとって利便性があり、かつ衛生的であるもので、支障を来すことなく、適切に運転・維持管理する必要がある。

南港管路輸送施設のセンターに設置している空気圧縮機やブロー装置等の設備及び南港ポートタウンの住宅内のごみ投入口下部に設置しているローカルドラム抑止弁等といったローカル設備は、老朽化しており整備補修が必要な状況である。

本工事対象のセンター内設備は、(株)荏原製作所が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであるが、現在、維持・補修などサービス業務については、管路輸送施設建設で(株)荏原製作所と共同企業体である富士車輛(株)に委嘱されている。

また、南港ポートタウンの住宅内のごみ投入口下部に設置しているローカルドラム等のローカル設備は、富士車輛（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものである。

本工事については、設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行う必要がある、設置当初の施工業者以外では、本工事に対して技術対応が不可能であるとともに設備全体の性能、作動状態等について一貫した責任と以降の性能保証を確保することが出来ない。

以上のことから本工事が施工可能なのは富士車輛(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局総務部施設管理課南港管路輸送センター
(電話番号06-6612-4981)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲体育館照明等自動制御機器更新工事

2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス(株)

3 随意契約理由

本工事は、舞洲体育館における電気、防災、空調等の各設備を安全かつ確実に効率的な運用を行うため、集中制御により遠隔監視制御を行っている中央監視制御設備の内、主に電気設備の制御を司る照明等の自動制御機器の一部を更新するものである。

中央監視制御設備は、三菱電機㈱が平成5年度に発注者の仕様を反映し、独自の技術を用いて機器の設計、製作から施工までを行っており、その後、本設備の点検業務及び部分更新を含む工事等の業務移管を受けている三菱電機ビルテクノサービス㈱で、平成22年度及び平成27年度に改修工事、並びに点検業務を行っている。

本照明等の自動制御機器は、中央監視制御設備の現場端末装置に内蔵しているものであり、各装置との相関関係や製造者独自の高度な技術による知識、経験等を必要とし、各機器の設計から施工に至るまでの責任の一元化を図れる唯一の業者である三菱電機ビルテクノサービス㈱と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

港湾局 計画整備部 設備課 (電気) (電話番号 06-6568-9091)

随意契約理由書

1 案件名称

耐震性貯水槽（新今里公園他1件）緊急遮断弁修繕工事

2 契約の相手方

前澤工業㈱

3 随意契約理由

本工事は、新今里公園と天下茶屋中学校に設置している耐震性貯水槽の緊急遮断弁で確認されている機器の不具合について、修繕を含む改修工事を行うものである。

当該緊急遮断弁は前澤工業㈱が独自に設計・製作したものであり、本工事とその後の動作確認・機能保証を行うには、遮断弁の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要としており、本工事の施工にあたり遮断弁に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に対応できる必要がある。

他の業者が本工事を施工し、遮断弁に障害が発生した場合、その原因が遮断弁固有の問題なのか、本工事によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

以上のことから、本工事の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが出来るのは前澤工業㈱のみである。

よって、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部配水課（電話番号06-6616-5574）

随意契約理由書

1. 工事名称

巽配水場配水池伸縮継手補修工事

2. 契約相手方

(株)大阪防水建設社

3. 随意契約理由書

本工事は、大阪市水道局巽配水場（大阪市生野区巽東 4-11）において、配水場配水池伸縮継手漏水箇所における補修を行うものである。

当該伸縮継手は、(株)大阪防水建設社独自の技術により製造・施工されているため、漏水箇所の調査並びに補修にあたっては、当該伸縮継手の構造や施工方法を十分に熟知した上で、実施しなければならない。

また、(株)大阪防水建設社施工の既存伸縮継手の形状と他メーカーの伸縮継手の形状がまったく異なるため、漏水箇所を他メーカーにて補修した場合、既存伸縮継手と新たに設置した伸縮継手の接続が出来ないことから、他メーカーでの補修が不可能である。

以上のことから、上記業者に随意契約を行うものである。

4. 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号 06-6815-2353）

随意契約理由書

1 案件名称

豊野浄水場オゾン設備整備修繕（その2）

2 契約の相手方

（株）前澤エンジニアリングサービス

3 随意契約理由

本修繕は、豊野浄水場高度浄水処理棟に設置している後オゾン設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、前澤工業（株）が独自に設計、施工したものであり、整備修繕による部品等の交換や試験調整により設備の動作確認や機能保証を行うには、設備の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は前澤工業（株）より修繕業務を移管されている（株）前澤エンジニアリングサービスである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局 工務部 施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

東淀川浄水場取水ポンプ用高圧電動機二次短絡装置補修工事

2 契約の相手方

(株) 明電エンジニアリング

3 随意契約理由

本工事は、東淀川浄水場（柴島浄水場構内）に設置している取水ポンプ1号用高圧電動機二次短絡装置の補修を行い、機能回復を図るものである。

当該装置は、(株) 明電舎が独自に設計、施工したものであり、工事による部品等の交換や試験調整により装置の動作確認や機能保証を行うには、装置の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。

また、工事の履行にあたり現在稼働中の装置に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本工事を履行し、装置に障害が発生した場合、その原因が装置固有の問題なのか、本工事によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、補修工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は(株) 明電舎より当該装置の補修を移管されている(株) 明電エンジニアリングである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局 工務部 施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

谷町筋地下駐車場駐車機械装置更新工事－2

2 契約の相手方

エヌエイチパーキングシステムズ㈱

3 随意契約理由

機械式駐車場である谷町筋地下駐車場の駐車機械装置は、駐車場を運営する上で必要不可欠な設備である。

本更新は、駐車機械装置の性能を長期にわたり良好な状態に維持するとともに、利用車両の安全性や円滑な入出庫を保持するため、耐用年数に達した機器類の更新や消耗性部品の取替を含めて行うものである。

本装置は日立造船㈱の独自技術により設計、製作されたもので、装置を構成する機器や部品は他社では更新できない。また、本装置の更新にあたっては従前と同等の性能を発揮させる必要があり、装置の構造や各種部品の仕様、構成等を十分に熟知していることが必要不可欠となる。

なお、日立造船㈱の駐車場事業は平成18年に日本コンベヤ㈱と事業統合し、エヌエイチパーキングシステムズ㈱に事業継承されている。

以上のことから、本更新を実施できる業者は上記業者のみであり、随意契約を依頼するのである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局管理部工務課（道路公園設備担当）（電話番号 06-6615-7887）

随意契約理由書

1 案件名称

建設局降雨情報設備修繕

2 契約の相手方

東芝電機サービス㈱

3 随意契約理由

今回修繕する建設局降雨情報設備は、降雨レーダ情報、気象情報、水位、ポンプ運転状況等の情報収集配信を行い、雨水排水を効率的に実施するために重要な役割を持つ設備であり、設備の高い信頼性を維持するために定期的な構成部品の取替を行うものである。

本設備は㈱東芝が設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、最も適切な取替部品の選定を行うとともに、製作時に基づく、同一手法を用いて部品取替えを実施し、従前と同様の性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 下水道河川部 施設管理課 (電話番号：06-6615-7180)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市役所本庁舎自動制御設備修繕

2 契約の相手方

アズビル㈱

3 随意契約理由

本修繕は、本庁舎の空気調和機用自動制御装置の修繕を行い、機能回復を図るものである。

本設備は、アズビル㈱が設計製作・施行したものであり、部品交換や試験調整により機器の動作確認、機能保証を行うには機器の性能や構造を熟知した専門の知識と技術が必要である。また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に修繕を行わせることは不可能であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから本修繕が行えるアズビル㈱を特名とし、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06-6208-8197）

随意契約理由書

1 案件名称

こども相談センター昇降機設備修繕工事

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ（株）

3 随意契約理由

本工事は、日本オーチス・エレベータ（株）の製作・施工により、こども相談センターに設置された昇降機1基の修繕工事を行うものである。

建物には2基の昇降機が設置されているが、うち1基について、地下1階でエレベータ付近にある他設備の漏水により、エレベータシャフト内の機器が水没し、装置等の不良や誤作動を起こす可能性があることが判明した。エレベータの安全装置と電送ケーブル等の取替えにあたっては、日本オーチス・エレベータ（株）にて製作している機器を使用し、また、修繕後には安全に走行できるかテスト並びに機器調整が必要である。

職員のみならず、保護児童や一般利用者など多くの者が利用する施設であることから、利便性やセキュリティを確保しながら、早急かつ的確で安全な昇降機設備の修繕を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が求められる。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化が図ることのできる唯一の業者である日本オーチス・エレベータ（株）と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局こども相談センター運営担当
(電話番号 06-4301-3100)

随意契約理由書

1 修繕名称：舞洲スラッジセンター返流水ポンプ修繕

2 契約相手方：ラサ商事㈱

3 随意契約理由：

今回修繕する返流水ポンプは、舞洲スラッジセンターで発生した脱水分離液処理施設からの処理水や遠心脱水機の洗浄水などを此花下水処理場に送水するポンプであり、舞洲スラッジセンターには処理水や洗浄水などを処理し排水する施設がないので此花下水処理場に送水する必要があり、舞洲スラッジセンターを運転するために欠かせない重要なポンプである。

本修繕は、舞洲スラッジセンターに設置している一般排水系及び脱水分離液系返流水ポンプの各部が長時間の運転により、著しく摩耗損傷しているため修繕するものである。

本ポンプは、大平洋機工㈱が設計及び製作したものであり、修繕に当たっては当該機器を熟知し、独自の専門的技術が必要であり、取替部品も他社では製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社である大平洋機工㈱から修繕及び点検・整備業務を移管されているラサ商事㈱のみである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場南港市場不活性ガス消火設備改修工事

2 契約の相手方

ニッタン (株)

3 随意契約理由

本工事は、南港市場内の電気室及びボイラー室に設置されている不活性ガス消火設備の機能が経年劣化により低下しているため、当該設備の部品取替並びに総合的な試験調整を行うものである。

当該設備については、建設時よりすべてニッタン (株) が設計・施工したものであり、同社でなければ把握できない作動システムや、調達できない部品等が多くあるとともに、他社が施工した場合、既存機器との間で動作不良等の支障が生じる可能性があること、また施工後の性能・作動状態・安全性 (製造物責任) に対して保証することが出来ないことから、当初の施工業者が施工することにより、本設備に対して一貫した責任を持たせることができる。

以上のことから、本工事が施工可能なのはニッタン (株) のみであり、随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備担当 (電話番号 06-6675-2015)

随意契約理由書

1 案件名称

天王寺区民センター直流電源設備整備修繕

2 契約の相手方

日立バッテリー販売サービス(株)

3 随意契約理由

本修繕は、地下1階機械室に設置された、直流電源設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備については、日立バッテリー販売サービス株式会社が製造・施工したものであり、修繕にあたっては、製造者のみが有する、当該設備の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また当該修繕で施工する部分は、既存部分と密接不可欠の関係にあり、上記業者以外に施行させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により本修繕を施工できるのは、日立バッテリー販売サービス株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

天王寺区役所市民協働課（地域活動の支援）（電話：06-6774-9913）

随意契約理由書

1 修繕名称

城北寝屋川口水門外 40 遠方監視装置修繕

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング (株)

3 随意契約理由

今回修繕する城北寝屋川口水門外 40 箇所遠方監視装置は、城北川河川施設の安全管理に必要な機器を遠方監視装置にて管理している設備であるが、経年劣化による故障及び機能が低下している構成部品の修繕を行うものである。

本設備は、三菱電機 (株) が設計製作したもので、修繕に当たっては装置の製作者としての独自の技術を必要とする。

よって、修繕後の性能について責任を明確にできるのは、製作会社である三菱電機 (株) より遠方監視制御・映像情報通信設備のアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

以上のことから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局管理部工務課 (道路公園設備担当) (電話番号: 6615-6647)

随意契約理由書

1 案件名称

南津守保育所園舎建設土壌汚染対策工事

2 契約の相手方

(株) オービス

3 随意契約理由

天津橋住宅併設の南津守保育所は市営住宅の老朽化及び未耐震により、平成 29 年 7 月中旬までに移転が必要とされていることから、現在、(株)オービスと園舎借入契約を締結し、平成 29 年 3 月中旬完成、保育園機能の引っ越し作業を経て、平成 29 年 4 月 1 日から借入開始することで(株)オービスが建設工事に向けて設計・確認申請を行っているところである。

借入契約を計画する段階では、地歴調査により同敷地の土壌汚染対策は不要と判断していたが、借入契約を締結後、保育所園舎建設工事目前で建替予定地に隣接する敷地において土壌汚染が判明した。

隣地で土壌汚染が判明したため、園舎建設予定地でも調査をすれば何らかの有害物質が検出される可能性が極めて高く、園舎は保育所として乳幼児が生活を行う場所となることから子どもの安全を第一に考え、有害物質の直接摂取によるリスク防止措置が必要と判断した。これに伴い、南津守保育所建替予定地内の土壌汚染対策工事を行う必要が生じた。

しかしながら、保育所園舎の借入を平成 29 年 4 月 1 日から開始するためには、主体工事である園舎建設工事と土壌汚染対策工事を並行して行わなければならない。また、主体工事は物品借入により契約締結しているものであるため、借入契約に新たな請負部分を追加することは、当初入札に付していた条件から大きく変わるものであり好ましくない。よって、土壌汚染対策工事は工事請負契約により発注するものである。

本工事は南津守保育所建替予定地内の工事であり、建設工事の進入路は 1ヶ所しか確保できないため、保育所建設工事と本工事は同一の工事進入口から出入りする必要がある。また、本工事と(株)オービスが施工する保育所建設基礎工事は施工上密接に関係しており、同一場所で工事を行うことから施工責任の一元化を図るためにも同一業者において施工させる必要がある。

さらに、同一業者において施工した場合、工事期間の短縮に加え、工事場所、進入路及び資材置場が本工事と重複していることから、工事の安全・円滑かつ適切な施工の確保が図られる。

よって、上記相手方に随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

こども青少年局 保育施策部 保育所運営課 保育所再編整備担当

(電話番号 06-6208-8138)

随意契約理由書

1 案件名称

恩貴島抽水所 No.8 雨水ポンプ設備改良工事

2 契約の相手方

(株) 電業社機械製作所

3 随意契約理由

今回改良する恩貴島抽水所の雨水ポンプは、管内の雨水を排水し、浸水防除するための設備である。長時間の運転によりインペラやシャフトの摩耗損傷が著しく、運転に支障をきたしているため、改良するものである。

本ポンプは、(株) 電業社機械製作所が設計製作したものであり、工事における分解、組み付け調整には製作会社独自の技術を必要とし、工事に必要な取替部品も他社では製作していない。

また、工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事ができる業者は (株) 電業社機械製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部局

建設局 北部方面管理事務所 設備課(06-6462-1519)

随意契約理由書

1. 工事名称： 大野下水処理場外12か所監視制御設備外機能追加工事

2. 契約相手方： (株) 東芝

3. 随意契約理由：

本工事は、大野下水処理場外12か所で別途施工される電気設備工事等に伴い必要となる監視機能などを、既設監視制御設備及び既設配電盤等に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、(株) 東芝が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加等をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、(株) 東芝のみである。

4. 根拠法令： 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署： 建設局下水道河川部設備課 (電話番号 06-6615-7898)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪港咲洲トンネル遠方監視制御設備改良工事

2 契約の相手方

(株)日立製作所

3 随意契約理由

本工事は、大阪港咲洲トンネルの受変電設備、照明設備、換気設備及び防災設備等を一括で監視・制御を行い、円滑な車両の通行等の支援、並びに事故や火災等の災害時における支援や対応等を集中的に担う重要な遠方監視制御設備を改良更新するものである。

本設備は、(株)日立製作所が平成9年度に発注者の仕様を反映し、独自の技術を用いて機器及びシステムの設計、製作から施工、保守までを一貫して行っている。

当該施設における遠方監視制御設備の改良更新をトンネルの管理、運営に影響を及ぼさず、施工時の機能や安全性を確保し、災害発生時にも確実な稼働を行うには、本設備と共用している他の設備との相関関係や製造者独自の高度な技術による知識、経験等を必要とし、各機器の製造から施工に至るまでの責任の一元化を図れる唯一の業者である(株)日立製作所と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

港湾局 計画整備部 設備課(電気) (電話番号 06-6568-9091)

随意契約理由書

1. 修繕名称

水門管理用システム修繕

2. 契約相手方

国際航業（株）

3. 随意契約理由

道頓堀川水門を航行する船舶の通航管理を水門管理システムにより行っているが、今般、当該システム内サーバおよび操作用端末が稼働しなくなったことが判明したものである。

このため水門通航の予約管理が行えず、船舶の運航管理に支障を来しているため修繕する必要がある。

本設備は国際航業（株）が設計開発したものであり、取替部品等は他社では製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。よって、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4. 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

建設局管理部工務課（道路公園設備担当）（電話番号：06-6615-6468）

随意契約理由書

1 案件名称

阿倍野防災中枢拠点他4施設非常用発電機設備整備工事

2 契約の相手方

(株)カワサキマシンシステムズ

3 随意契約理由

本工事は、阿倍野防災中枢拠点他4施設非常用発電機設備の一部である燃料系統部品、制御機器などの部品交換及び試験調整を行い機能回復を図るものである。

当該機器については、川崎重工業（株）が独自技術により開発、製造及び施工したものであり、改修工事にあたっては、製造者のみが有する、当該機器の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また、当該工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要がある。

上記の理由により本工事を実施できるのは、川崎重工業（株）から保守、修理を移管されている(株)カワサキマシンシステムズのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

危機管理室危機管理課（電話番号 06-6208-7389）

随意契約理由書

- 1 案件名称
消防局庁舎ほか2か所待機室その他改修に伴うコンピュータ設備工事
- 2 契約の相手方
富士通(株)
- 3 随意契約理由
本工事は消防局庁舎、此花消防署、淀川消防署の待機室その他改修に伴い、消防情報システム署所端末機器の設置及び撤去を行うものである。
消防情報システム署所端末機器は、災害出場用に出場隊のランプ制御や出場トーン制御などを司る機器で、本機器の接続処理を行うには製造者しか知りえない端末機器の知識や技術などが必要である。
上記業者は、消防情報システム署所端末機器の製造者で、端末機器の専門的知識や技術に対応する技術資料及び技術者を保有し、施工ができる唯一の業者である。
よって、上記業者と契約を締結する。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署
消防局警防部警防課（情報システム） （電話番号 06-4393-6573）

随意契約理由書

1 案件名称

豊野浄水場オゾン設備整備修繕

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング（株）

3 随意契約理由

本修繕は、豊野浄水場高度浄水処理棟に設置している中オゾン設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、三菱電機（株）が独自に設計、施工したものであり、整備修繕による部品等の交換や試験調整により設備の動作確認や機能保証を行うには、設備の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は三菱電機（株）より修繕業務を移管されている三菱電機プラントエンジニアリング（株）である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局 工務部 施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 修繕名称 舞洲スラッジセンター送泥ネットワーク監視設備修繕

2 契約相手方 三菱電機プラントエンジニアリング（株）

3 随意契約理由

今回修繕する送泥ネットワーク監視設備は、舞洲スラッジセンターの送受泥設備を監視するために重要な役割を持つ設備であるが、日常運転監視における高い信頼性を維持させるため、機能が低下した構成部品等を取替え修繕するものである。

本修繕設備が停止の際には、各処理場からの送泥管理ができず汚泥処理に支障をきたすおそれがある。

本設備は、三菱電機（株）が設計製作及び施工したもので、監視設備としてのシステムが一貫して構築されており、システム構成及び整合性など同社が保有する設計製作図に基づく取替調整の技術が、機能回復及び修繕後の性能の維持・継続と密接不可分の関係にある。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社から下水道施設へ納入している監視設備の修繕を移管されている三菱電機プラントエンジニアリング（株）のみである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 工事名称

A T C庁舎内外 5 状態監視装置改修工事

2 契約の相手方

(株) コンプランニング

3 随意契約理由

本工事は、市内一円で道路排水ポンプ場および道路情報板に設置される状態監視装置の施工に伴い、A T C庁舎及び外 5 ケ所の状態監視装置を改修するものである。

本工事で改修する状態監視装置は(株) コンプランニングが設計製作設置したもので、他の既設テレメーター設備および道路冠水監視システムと密接に関連して機能を発揮するものである。施工をする際には既設設備の機能を保持させながら行い、本設備の改修に必要なシステムの構築・調整等を行う必要があるため既設設備の製作者独自の技術が必要である。

既設製作者である(株) コンプランニング以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、本改修工事を施工できる唯一の業者である(株) コンプランニングと契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局管理部 工務課 (道路公園設備担当) (電話番号 06-6615-7887)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市防災行政無線設備同報系システム子局移設工事

2 契約の相手方

(株)日立国際電気

3 随意契約理由

本工事は、緊急時に災害情報や避難勧告などを市役所などから無線通信を利用し、音声で市民に通報する防災行政無線設備（同報系）の子局の移設工事を行うものである。

(株)日立国際電気（旧 日立電子株）は、「大阪市防災行政無線装置設備工事（平成元年4月～平成4年3月）」を請負った(株)日立製作所のもとで、無線システムの機器の製作及び据付・施工を行い、その後、防災行政無線設備に関する事業を(株)日立製作所から引継ぎ、現在に至っている。

無線設備の子局の移動、作動確認を行うには、製造者独自の機器仕様、システム構成及び使用方法など製造者しか知りえない知識や技術が必要であることから、当該システムを熟知し、施工責任の一元化が図ることのできる唯一の業者である(株)日立国際電気と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局公共建築部企画設計課（設備グループ）（電話番号 06-6208-9378）

随意契約理由書

1 案件名称

海老江下水処理場処理水再利用設備外改良工事

2 契約の相手方

クボタ環境サービス(株)

3 随意契約理由

今回改良する処理水再利用設備は、海老江下水処理場の2次処理水から夾雑物等を除去し、場内各機器へ3次処理水を供給するための設備である。本設備は、設置後30年以上が経過し、構成設備である砂ろ過塔が損傷し、運転に支障をきたしているため改良を行うものである。

本設備は、(株)クボタが設計製作したもので、既設備に適合する機器の選定、それらの組み合わせ並びに調整など製作会社独自の技術を必要とする。

また、改良後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本改良を行える業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されているクボタ環境サービス(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (06-6462-1519)

随意契約理由書

- 1 案件名称 : 津守下水処理場沈砂池揚砂設備改良工事
- 2 契約相手方 : ㈱日立プラントサービス
- 3 随意契約理由 : 本工事は、津守下水処理場沈砂池設備が堆積物により運転に支障をきたしているため貯留水沈砂池揚砂装置外を改良するものである。
本設備は、日立機電工業㈱（現 ㈱日立製作所）が設計製作したもので、設備の改良にあたっては、本改良対象機器を含む沈砂池設備全体を一つのシステムとして調整し、沈砂池設備の機能保持や一貫した性能の保証を持たせる必要がある。
以上のことから、本工事ができる業者は本設備の設計製作会社よりアフターサービスを移管されている㈱日立プラントサービスのみである。
- 4 根拠法令 : 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署 : 建設局 西部方面管理事務所 設備課
(電話番号 06-6561-0160)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外1か所洗浄ポンプ用高圧電動機外整備修繕

2 契約の相手方

メタウォーター（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場第2洗浄ポンプ場に設置している表洗ポンプ用及び返送ポンプ1号用高圧電動機並びに豊野浄水場管理棟地下2階に設置している逆洗ポンプ1号用高圧電動機の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該高圧電動機は、富士電機（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により高圧電動機の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の高圧電動機に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、高圧電動機に障害が発生した場合、その原因が高圧電動機固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが必要である。

なお、富士電機（株）の電気システム部門が平成15年10月に富士電機システム（株）に吸収分割され、平成19年4月の分社化により当該機器に関する事業は富士電機水環境システムズ（株）に継承し、さらに平成20年4月には、（株）NGK水環境システムズとの合併によりメタウォーター（株）が設立され、事業継承されており、本修繕が履行可能な業者はメタウォーター（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 工事名称

A T C 庁舎内外 2 遠方監視装置改修工事

2 契約の相手方

(株) K E I

3 随意契約理由

本工事は、国道 308 号深江共同溝および国道 479 号諏訪共同溝の被遠方監視装置の改修に伴い、A T C 庁舎内の遠方監視装置を改修するものである。

本工事で改修する遠方監視装置は(株) K E I が設計製作設置した監視装置であり、共同溝は電気・ガス・水道などのライフラインを収めた施設のため監視装置の改修にあたっては既設設備の機能を保障させながら行う必要がある。さらに既設監視装置の改修に必要なシステム全体の変更(機能追加・設定変更)を行うためには既設監視装置の製作者独自の技術が必要である。

また、既設監視装置製作者である(株) K E I 以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、本改修工事を施工できる唯一の業者である(株) K E I と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局管理部 工務課(道路公園設備担当) (電話番号 06-6615-7887)

随意契約理由書

1 工事名称

西部幹線（中津2丁目）1067mm その他配水管撤去工事（栓止工事）

2 契約相手方

佐藤・株木・国営特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

本工事は、うめきた2期区域基盤整備事業における大阪市施行のJR東海道線支線地下化・新駅設置事業に伴い支障となる1067mm配水管及び300mm配水管を撤去するものである。

撤去するにあたり、1067mm配水管及び300mm配水管において、水道管閉塞作業（栓止工）を実施する必要がある、管内水圧による不平均力により、水道管の移動や継手の緩み、離脱が起こる恐れがあるため、不平均力に対する防護（以下、「離脱防護」という。）の設置を行う必要がある。

離脱防護の設置箇所については、通常、道路下で行うものであるが、当該道路については、JR軌道と隣接しており、また付近に関西電力(株)豊崎変電所があることから、関電の地下埋設管路が多数存在しているほか、大阪ガス、NTT、下水（建設局）といった地下埋設管路が輻輳している路線である。このような状況において、道路下で離脱防護の設置を行うことは、他企業体の地下埋設管路が支障となるため、不可能である。

以上により、付近の状況を検討した結果、離脱防護の設置箇所については、近隣の中津東公園内のみが可能であり、建設局との協議においても、設置可能であるとの回答を得ている。

しかしながら、中津東公園内においては、別途契約工事である「浪速枝管（その5）1500mm配水管布設工事（シールド工事他）」（以下「シールド工事」という。）にて固定占用を行っており、シールド工事の発進立坑の作業と重複し出合丁場となるため、作業内容や工事工程、交通処理方法などについて一体的な調整が必要となる。

また、中津東公園については、JR軌道と隣接しており、工事について、(株)西日本旅客鉄道より制約（軌道変位3mm）をうけていることから、JR軌道に影響が出た場合、施工責任や施工管理体制、緊急時の対応及び連絡体制などの安全管理について一貫性を持たせることが必要不可欠であり、施工責任及び安全管理の明確化を図るためにも同一業者により施工する必要がある。

したがって、現に施工中の工事と交錯する箇所での工事、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められるため、シールド工事の請負者に随意契約を締結する必要がある。

以上のことから、上記業者相手方と契約を締結するものである。

(関連する工事)

工事名称：浪速枝管（その5）1500mm配水管布設工事（シールド工事他）

工 期：平成27年3月10日～平成33年3月31日

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号

5 担当部署

水道局工務部工務課（電話番号06-6615-5575）

随意契約理由書

1 案件名称

下水道科学館冷暖房設備 No.1 チリングユニット下水熱交換器修繕

2 契約の相手方

(株)前川製作所

3 随意契約理由

本件は、下水道科学館内の地下1階に設置している冷暖房設備 No.1 チリングユニットの下水熱交換器が、長年使用のため劣化し、正常に稼働しないため修繕を行うものである。

現状のままでは、館内の室温調整や空気循環等が十分に行われず、来館者のサービス低下を来たすことから修繕の必要がある。

当該下水熱交換器は、上記業者が設計製作したもので、修繕にかかる取替部品は他社で製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、上記業者に随意契約を依頼するのである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 下水道河川部調整課 (電話番号 06-6615-7589)

随意契約理由書

- 1 工事名称：平野下水処理場監視制御設備外機能追加工事
- 2 契約相手方：（株）日立製作所
- 3 随意契約理由： 本工事は、平野下水処理場の水処理・汚泥処理施設の自動運転及び監視制御に必要な機能などを機能追加するものである。
本工事で機能追加する設備は、（株）日立製作所が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更などの機能追加を行う必要がある。
よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。
また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、（株）日立製作所のみである。
- 4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署：建設局下水道河川部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

共同溝ガス検知器修繕

2 契約相手方

(株) 理研商会

3 随意契約理由

今回修繕するガス検知器は、共同溝の各洞道内及び地下道内において維持管理作業等のため酸欠危険場所への入溝に際し、人命の安全及び不測の事故を防ぐための確保を行う重要な設備であるが、経年劣化による故障及び機能が低下している構成部品の修繕を行うものである。

本設備は理研計器株式会社が設計製作したものであり、老朽化した部品の取替には、既設設備の構成及び取替え部品の整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要である。よって、本修繕ができるのは製作会社からアフターサービス業務を移管されている株式会社理研商会のみである。

以上のことから、株式会社理研商会を契約相手方として随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局管理部工務課（道路公園設備担当）（電話番号 6615-6647）

随意契約理由書

1 案件名称
庭窪浄水場高圧配電設備保護継電器外修繕

2 契約の相手方
(株)産機テクノサービス

3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場受変電所に設置している高圧配電設備保護継電器及び庭窪浄水場ろ過場分館に設置している保安用自家発電設備用地下タンク液面指示計の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該機器は、(株)日立製作所が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の機器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は、(株)日立製作所から修繕を移管されている(株)産機テクノサービスのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 修繕名称

高光度航空障害灯修繕

2 契約相手方

サンケン電気㈱

3 随意契約理由

本修繕は、此花大橋及び新木津川大橋、常吉大橋の3橋において航空法第51条により設置が義務付けされている航空障害灯の修繕を行い、良好な機器動作の確保及び航空機の飛行の安全を確保することを目的としている。

また、本設備は国土交通省航空局の承認が必要であり、上記業者はその承認を受けたものを製作している唯一の製造者であり、本設備における各装置及び制御システムは、製造者である上記業者が独自の技術を用いて製作しており、他社に情報提供が出来ないため、上記業者でなければ本業務の履行が出来ない。

以上の理由により、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局管理部工務課（道路公園設備担当）（電話番号 6615-6469）

随意契約理由書

1 修繕名称：舞洲スラッジセンター自家発電用ガスタービン設備修繕

2 契約相手方：（株）カワサキマシンシステムズ

3 随意契約理由：

今回修繕する自家発電用ガスタービン設備は、舞洲スラッジセンターの自家発電設備の動力源であり、発電のために重要な役割を持つ設備である。

自家発電設備は、非常時に停電となった場合に備え、スラッジセンター全体の、安全で確実な運転確保のため自家発電を行うものであり、高い信頼性を維持させるため修繕及び点検を行なうものである。

本ガスタービン発電設備は、川崎重工業（株）が設計製作及び施工したもので、修繕にあたってはガスタービン発電設備としての一貫したシステム構成を熟知し、最も適切な部品取替、点検調整を実施するとともに、整備に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、独自の専門技術にて製作時と同一の手法を用いて行い、ガスタービン発電設備としての性能を維持させなければならない。

以上のことから、本修繕は製作会社である川崎重工業（株）のガスタービン発電設備に関するアフターサービスの業務移管先である（株）カワサキマシンシステムズに随意契約を行うものである。

4 根拠法令： 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署： 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1. 案件名称 : 市岡下水処理場第2ポンプ棟雨水ポンプディーゼル機関改良工事
2. 契約相手方 : ダイハツディーゼル㈱
3. 随意契約理由 : 本工事は、市岡下水処理場の雨水ポンプ用ディーゼル機関が長年の使用により、各部品の損耗が著しく、かつ部品の型式が古いため、冷態起動時の燃焼状態が悪く、未燃焼ガスの煙道内流出により運転に支障をきたしているため、付帯設備を設置するものである。
本設備は、ダイハツディーゼル㈱が設計製作したもので、ディーゼル機関の排気ガス中の白煙及び黒煙を防止するための、良好な燃焼状態を確保するためには製作会社の技術が必要であり、付帯設備も他社では製作していない。
さらに、当該設備に関わる設計図面、計算書等の情報は製作会社独自の技術的財産であるため、一般には公開されていないことから、他社に本工事を行わせることは極めて困難であり、受注者には工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。
以上のことから、本工事ができる業者はダイハツディーゼル㈱のみである。
4. 根拠法令 : 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
5. 担当部署 : 建設局 西部方面管理事務所 設備課
(電話番号 06-6561-0160)

随意契約理由書

1 案件名称

平野市町抽水所 No.14 雨水ポンプ改良工事

2 契約の相手方

(株)電業社機械製作所

3 随意契約理由

今回改良するNo.14 雨水ポンプは、平野市町抽水所の沈砂池へ流入する雨水を排水するための設備であるが、経年劣化による損傷により運転に支障を来しているため改良し、信頼性及び機能性の向上を行うものである。

本設備は、(株)電業社機械製作所が設計製作したもので、改良にあたっては製作当初の設計に基づき最も適切な部品の選定を行うとともに、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組立てを行い、プラント設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその改良を施工させることは不可能であり、かつ改良後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本改良工事を行える業者は、(株)電業社機械製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課(電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 修繕名称：舞洲スラッジセンター各種クレーン設備修繕

2 契約相手方：(株)日立プラントメカニクス

3 随意契約理由：

今回修繕する各種クレーン設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥溶融炉設備で発生する脱水ケーキ及び溶融スラグ等を搬送・搬出する設備である。これらのクレーン設備が停止すると溶融炉設備への汚泥供給及びスラグ搬出ができなくなる。

今般これら各種クレーン設備の構成部品が摩耗損傷し、また自動運転を行っている電気部品も劣化しており、連続運転に支障をきたす恐れがあることから修繕するものである。

本各種クレーン設備は、(株)日立プラントテクノロジーが設計、製作したもので、修繕に当たっては本設備の構造・特性を熟知し独自の専門的技術が必要であり、取替部品も他社では製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、(株)日立プラントテクノロジーは(株)日立製作所に吸収合併されており、天井クレーン設備の全般業務については(株)日立プラントメカニクスに業務継承されているため、上記業者に随意契約を行うものである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場南港市場 冷凍機改修工事その2

2 契約の相手方

(株) ダイキンアプライドシステムズ

3 随意契約理由

本工事は、大動物搬入枝肉系統及び個人冷蔵庫系統のと畜解体後の枝肉冷却設備の一部である冷凍機改修と、改修に伴う冷却設備の発停および冷媒の回収、再充填ならびに試運転等を行うものである。

南港市場の冷却設備については、すべて(株)ダイキンアプライドシステムズの製品を用いて冷却システムを構築しており、同社でなければ整備技術面での対応は不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、また施工後の性能・作動状態・安全性(製造物責任)に対して保証することが出来ない。

したがって、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)ダイキンアプライドシステムズのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備担当(電話番号06-6675-2015)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市役所本庁舎ハロゲン化物消火設備修繕

2 契約の相手方

ヤマトプロテック㈱

3 随意契約理由

本修繕は、本庁舎のハロゲン化物消火設備修繕の部品取替え行うものである。

本設備は、ヤマトプロテック㈱が設計製作・施工したものであり、部品交換や試験調整により機器の動作確認、機能保証を行うには機器の性能や構造を熟知した専門の知識と技術が必要である。また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要性がある。

以上のことから本修繕が行えるヤマトプロテック㈱を特名とし、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06-6208-8197）